

子発0430第2号

令和2年4月30日

国立武蔵野学院長 殿

子 ども 家 庭 局 長

(公 印 省 略)

「令和元年9月に発生した死亡事案に関する報告」（令和2年4月30日社会保障審議会児童部会国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会）及びこれを踏まえた取組の徹底について

令和元年9月の深夜に、国立きぬ川学院に入所する児童が施設内で死亡（自死）するという痛ましい事案（以下「本件事案」という。）が発生した。本件事案の発生を受けて、厚生労働省としては、社会保障審議会児童部会国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会（以下「専門委員会」という。）において、本件事案の調査・検証を進め、今般、検証結果として「令和元年9月に発生した死亡事案に関する報告」（令和2年4月30日）を公表した（報告書の内容については別添1及び2参照）。

この報告書には、専門委員会が検証を行う中で判明した死亡に至るまでの経緯、背景等の事実関係が記載されているほか、確認できた事実関係により得られた課題と、それに対応するための委員会としての提言が記載されている。

厚生労働省としては、国立の児童自立支援施設において、児童の尊い命が失われたことを非常に重く受け止めており、今後、このような事案が発生することのないよう再発防止に努め、入所児童に対する支援の向上に取り組むべく、報告書の提言に沿って、必要な改善策を速やかに講じるよう、国立きぬ川学院に対して指示をしているところである。

今回の検証により得られた課題と提言は、国立の児童自立支援施設のみならず、全国の児童自立支援施設をはじめとした児童入所施設における取組に資するものと考えている。国立武蔵野学院においても、このような事案が生じないよう報告書の提言を踏まえた必要な取組をお願いする。

また、厚生労働省においては、全国の児童相談所や児童入所施設における取組に資するべく、「「令和元年9月に発生した死亡事案に関する報告」（令和2年4月30日社会保障審議会児童部会国立児童自立支援施設処遇支援専門委員会）及びこれを踏まえた取組の徹底について」（令和2年4月30日付け子発0430第3号厚生労働省子ども家庭局長通知。別添3）を発出したほか、全国の児童相談所や児童入所施設で働く関係者へのビデオメッセージ等について、厚生労働省ホームページに掲載している。人材育成センターで実施する各研修においても、報告書の提言を踏まえた再発防止に資する内容を取り上げていただくなど、全国の児童相談所や児童入所施設で働く関係者への周知・啓発をお願いする。